

確定拠出年金法施行令の一部を改正する政令（平成 21 年政令第 193 号）

確定拠出年金の掛金の拠出限度額を、次のように引き上げることとした。

第 11 条第 1 号中「46,000 円」を「51,000 円」に改め、同条第 2 号中「23,000 円」を「25,500 円」に改める。

第 36 条第 2 号中「18,000 円」を「23,000 円」に改める。

附則第 2 条第 2 項中「23,000 円」を「25,500 円」に改める。

まとめ：確定拠出年金の掛金の拠出限度額

企業型

- ・ 確定給付型の年金制度\*を実施していない場合  
.....〔改正前〕月額 46,000 円 〔改正後〕月額 51,000 円
- ・ 確定給付型の年金制度\*を実施している場合  
.....〔改正前〕月額 23,000 円 〔改正後〕月額 25,500 円

個人型

- ・ 自営業者等  
.....月額 68,000 円 改正なし  
注．国民年金の付加保険料・国民年金基金の掛金を合算して月額 68,000 円が限度
- ・ 確定給付型の年金制度\*も確定拠出年金の企業型も実施していない場合  
.....〔改正前〕月額 18,000 円 〔改正後〕月額 23,000 円

\* 確定給付型の年金制度...厚生年金基金、確定給付企業年金、適格退職年金等のこと

この政令は、平成 22 年 1 月 1 日から施行する